会　　議　　録

<table>
<tr><td colspan="2">会議名</td><td colspan="3">令和７年度第１回小金井市消費生活審議会（第１４期）</td></tr>
<tr><td colspan="2">事務局</td><td colspan="3">市民部経済課消費生活係</td></tr>
<tr><td colspan="2">開催日時</td><td colspan="3">令和７年７月２９日（火）午後１時３０分～午後２時３０分</td></tr>
<tr><td colspan="2">開催場所</td><td colspan="3">市民会館・萌え木ホール　Ｂ会議室</td></tr>
<tr><td rowspan="3">出席者</td><td>委　員</td><td colspan="3">井口　尚志・真上　浩泰・清水　裕径・吉田　安之・
南　恵子・村越　幸子・鴨下　初江</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="3">なし</td></tr>
<tr><td>事務局</td><td colspan="3">島田　泰吉　経済課長
齋藤　彬子　消費生活係長　中條　文子　消費生活係主事</td></tr>
<tr><td colspan="2">傍聴の可否</td><td>(可)・不可・(一部不可)</td><td>傍聴者数</td><td>０　人</td></tr>
<tr><td colspan="2">会議次第</td><td colspan="3">別紙のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">会議結果</td><td colspan="3">別紙「審議経過」のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">提出資料</td><td colspan="3">別紙のとおり</td></tr>
<tr><td colspan="2">そ の 他</td><td colspan="3">なし</td></tr>
</table>

審議経過（主な発言要旨等）

司会（経済課長）	令和７年度第１回小金井市消費生活審議会（第１４期）を開会する。審議会の開催に先立ち会長より挨拶をお願いする。
会長	《　挨拶　》
司会	現在委員定数は８名で、７名出席をいただいているので、小金井市消費生活条例施行規則第４条に基づき会議が成立していることを報告する。 会長に議事進行をお願いする。
会長	議題（１）令和６年度消費生活行政事業報告について、事務局から説明をお願いする。
事務局	《　資料１を基に説明　》
吉田委員	消費生活相談について、増加した相談の具体例のひとつに開錠サービスとあったが、最近ニュースなどでよく耳にする、害虫駆除や水漏れの修理を依頼したら高額請求された、というようなレスキュー商法に関する相談はすべてここに含まれるのか。
事務局	そのとおりである。
課長	最近、分電盤の点検商法に関する相談が集中した時期があった。市のホームページにおいて注意喚起をしたところ、現在は相談件数としては落ち着いている。
会長	以前、取り付けることで電気代を削減することができるとされる節電器の訪問販売が増加した時期があった。相手が事業者であったため、消費者保護法の対象にならない場合が多く、消費者行政として取り組むことが難しかった。しかし、事業者とはいえ実際は高齢の夫婦が経営する商店なども多く、高額な商品であったため、一定の注意喚起は必要だと感じた。
真上委員	東京都でも消費者の不安につけ込んだレスキュー商法や点検商法に関する相談が増えており、注意喚起をしている。
吉田委員	他県での事例ではあるが、訪問販売について、事業者が市に登録をしないと市内で訪問販売ができないようにしている自治体があるようだ。訪問販売に関する法律を詳しく見てみると、法律違反をせずに訪問販売で契約をとることは現実的に不可能なくらい厳しいルールになっている。しかし、

	事業者は法をくぐり抜けるような手法をとってくることも多い。市民の方にそういった情報や認識をもってもらえるよう、注意喚起をしてもらいたい。
課長	訪問販売の正しい対応方法などについて、情報をしっかり確認しながら対応していきたい。
会長	展示会やマルチ関連など、会場に人を集めて何かを販売する手法がある。時には公共施設を会場にすることもあり、参加者にある種の安心感を与えてしまうことがある。公共施設の貸出しに際して、市が働きかけをすることはできるのか。
課長	現在は公共施設予約システムから予約するため、予約の際に実態と異なる名目で申請されてしまうと気付くことが難しいことから、後日に通報などがあって初めて気付くこともあるようだ。関係部署においても問題意識を持っているようであるが、まだ具体的な解決方法はないようだ。
会長	使用目的にある程度の公共性や公益性はあるのか、一定の担保を取る必要があると思う。対応策について引き続き検討を続けてほしい。
会長	議題（２）消費生活行政の予算・決算について、事務局から説明をお願いする。
事務局	《　資料２と資料３を基に説明　》
吉田委員	来年度の小金井なかよし市民まつりに関する情報はあるのか。
課長	小金井なかよし市民まつりを所管するコミュニティ文化課によると、「令和７年度以降の市民まつりについては休止し、令和１０年度の再開にむけて、持続可能なまつりの在り方を考えていくことになりました」とホームページなどで公表されている。
会長	３　その他について、何か意見等はあるか。
課長	事務局から、消費者講座等の広報手段におけるＬＩＮＥの活用結果について報告する。
事務局	《　説明　》
課長	前回の審議会で複数の委員の方々からご提案いただいた広報活動におけるＬＩＮＥの活用を、直近の一日生活教室の周知の際に実践した。具体的な検証はできていないが、申し込み状況などをみると、一定の効果があった

	ように感じた。ＬＩＮＥの操作方法に関する職員の理解も進んだ。今後もこのようなご意見をいただきたい。
会長	他に何か意見等はあるか。
真上委員	東京都多摩消費生活センターよりお知らせがある。机上にチラシを２枚配布した。「親子夏休み講座」と「～人生１００年時代の健康食生活～必要な栄養とフレイル予防」となっており、どちらも電子申請で申込んでいただくと動画配信の視聴用ＵＲＬ をメールで送付する。興味があればぜひ申込んでいただきたい。
会長	夏休み講座は有意義だと思う。酷暑が続いており、子どもの事故等が発生している。最近は、夏場の高温になった車内にリチウムイオン電池を放置すると発火や爆発する危険性があると話題になっている。今まで以上に夏に多発する事故を防ぐ対策をとってほしい。
鴨下委員	夏休み講座について、１年生～３年生用と４年生～６年生用と分かれているが、具体的にどのような違いがあるのか。
真上委員	チラシにも記載があるように、あくまでも推奨学年なので、それ以外の方が見てはいけないというようなものではない。ただ、１年生～３年生用は低学年にわかりやすい内容になっており、４年生～６年生用は少し踏み込んだ内容となっている。集合形式の講座を望む声も根強くあるが、圧倒的にオンデマンド講座を望む声が多い。先の話題でもあったが、暑い日が続いているところ、涼しい室内で家庭の都合に合わせて受講できるところが好評である。
会長	本日の議題は全て終了したので、これをもって閉会とする。

会議資料は、次の場所でご覧いただけます。
小金井市立図書館
小金井市役所本庁舎４階議会図書室
小金井市役所第二庁舎４階経済課消費生活情報コーナー
小金井市役所第二庁舎６階情報公開コーナー